

下水道使用料

公共下水道を使用すると、排除した汚水の量に応じて下水道使用料が発生します。納付された下水道使用料は、ポンプ場や終末処理場の運転、下水管路の清掃や補修など下水道施設の維持管理費用に充てられます。

なお、令和元年 10 月 1 日に消費税率が 8 % から 10 % に引き上げられたことに伴い、令和元年 12 月請求分から、下水道使用料を次のとおり変更させていただきます。

●下水道使用料（1 か月当たり）

汚水種別	基本額		超過額（水量 1 立方メートルにつき）	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	単価
一般汚水	10 立方メートルまで	1,650 円 (税抜 1,500 円)	10 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	165 円 (税抜 150 円)
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	176 円 (税抜 160 円)
			100 立方メートルを超えるもの	187 円 (税抜 170 円)
公衆浴場汚水	100 立方メートルまで	6,600 円 (税抜 6,000 円)	100 立方メートルを超えるもの	66 円 (税抜 60 円)

●井戸水のみ使用の場合

井戸水のみ使用されている場合は、世帯の人数に応じて排除汚水量を認定します。

世帯人数	排除汚水量 (1 か月当たりの使用料)
2 人まで	10 立方メートル (税込 1,650 円)
3 人	14 立方メートル (税込 2,310 円)
4 人	18 立方メートル (税込 2,970 円)
5 人	22 立方メートル (税込 3,630 円)

※以後 1 人増えるごとに 4 立方メートルの汚水を排除するものとして計算します。

●水道水・井戸水併用の場合

水道水と井戸水を併用されている場合は、水道水の使用水量に左表の水量の半分を加えた水量（左表の水量を下回る場合は、左表の水量）を排除汚水量として認定します。

お問い合わせ先
小矢部市上下水道課
富山県小矢部市本町 1 番 1 号
TEL 0766-67-1760